

議案第68号

寒川町印鑑条例の一部改正について

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例

寒川町印鑑条例（昭和51年寒川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加え、「利用」を「使用」に改め、「に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）を自ら入力すること」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。

寒川町印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に<u>暗証番号</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、規則で定める日から施行</p>

する。ただし、第13条第2項の改正規定中
「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に
改める部分は、公布の日から施行する。